

ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金交付要領

(令和2年3月31日福祉部長決裁)

(令和4年6月9日福祉部長決裁)

(令和5年5月22日福祉部長決裁)

(令和5年10月17日福祉部長決裁)

ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金交付要領（令和2年3月31日福祉部長決裁）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1号に掲げる事業に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（事業内容）

第2条 交付要綱第2条の目的を達成するために実施する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食事支援
- (2) 基本的な生活指導
- (3) 基本的な学習支援
- (4) キャリア形成支援
- (5) その他子どもの居場所に関する活動

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げた活動のいずれかを月1日以上運営する団体
- (2) 那覇市が那覇市社会福祉協議会に委託し実施する子どもの支援団体等へのサポート事業におけるネットワークへ加入している団体

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とするもの。

(補助の内容)

第4条 補助の内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象期間 交付決定の通知の日から翌年の3月31日までとする。
- (2) 補助金の額 予算の範囲内で、次のアからウに基づき補助金額を決定する。
 - ア 前年度(今年度より事業を開始又は再開した団体においては、開始又は再開後1ヵ月以上)の月平均開所日数に基づき、別表1の月額に実施期間を乗じて得た額。
 - イ 別表2の月の平均延べ人数に基づき加算した額。
 - ウ 教材を購入し、第2条第3号を実施する団体に対しては別表3の額を加算する。

(補助対象経費)

第5条 当該補助事業の対象となる経費は別表のとおりとする。

(審査)

第6条 当該事業の補助金交付申請に伴う審査は、那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱における補助金交付申請書(第1号様式)により審査する。

(報告)

第7条 補助を受けるものは、事業開始後3ヶ月ごとに状況報告(別紙様式)をしなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年6月9日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月17日から施行する。

別表第1（第4条関係）

月の平均開所日数（回）	月額（円）
1回～3回	15,000円
4回～8回	25,000円
9回～12回	35,000円
13回以上	45,000円

別表第2（第4条関係）

月の平均延べ人数（人）	加算（円）
50人～99人	30,000円
100人～299人	60,000円
300人～	100,000円

別表第3（第4条関係）

教材を購入し、第2条第3項を実施する子どもの居場所	20,000円
---------------------------	---------

別表第4（第5条関係）

補 助 対 象 経 費
<p>謝金 外部講師への謝金は、1万円を限度額とする。</p> <p>交通費 合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額。</p> <p>消耗品費（食材費等）</p> <p>印刷製本費</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水費</p> <p>保険料</p>

状 況 報 告 書(月分)

団体名 _____ (居場所名 _____)

実施事業名	ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業	
活動状況 (内容・成果)		
項 目	金 額(円)	内 訳
補助対象経費		
小 計		
補助対象外経費		
小 計		
合 計		

※当様式に入らない場合は、別紙で提出してください。また、支出状況がわかる領収書等のコピーの提出も併せてお願いします。

※活動状況がわかる写真等の添付をお願いします。